平成31年3月25日 第7回林務部改革推進委員会【資料1】

大北森林組合補助金不適正受給事案等にかかる取組状況

大北森林組合等の補助金返還及び損害賠償請求の状況

- 〇 不適正受給のうち時効等により返還請求できないものを除く全ての返還請求が完了。
- 事業者からの返還については、大北森林組合とひふみ林業(有)を除く全ての事業者で完了。

(単位:円)

		請求の状況 [注3]			納入済額 [注6]			
事業者	不適正受給額	補助金返還 請求額 [注4]	損害賠償 請求額 [注5]	請求額合計		うち平成30年度 納入(見込み)額 補助金返還請求	残額 (見込み)	
	(①)	(2)	(③)	(4=2+3)	(⑤)		(6=4-5)	
大北森林組合	1,452,192,499	915,231,738	67,487,048	982,718,786	15,545,000	[注7] 820,000	967,173,786	
(うち直接補助分)	1,415,539,700	879,883,600	67,487,048	947,370,648	10,600,000	[注7] 200,000	936,770,648	
元 専 務(全額直接補助)	-	-	129,844,608	129,844,608	0	0	129,844,608	
ひふみ林業(有)	65,732,286	15,052,586	17,091,567	32,144,153	281,486	50,000	31,862,667	
(うち直接補助分)	65,700,800	15,021,100	17,091,567	32,112,667	250,000	50,000	31,862,667	
県職員(全額直接補助)	-	-	4,505,077	4,505,077	4,505,077	0	0	
その他	74,635,915	34,885,970	-	34,885,970	34,885,970	0	0	
(うち直接補助分)	68,619,950	30,751,850	-	30,751,850	30,751,850	0	0	
合計	1,592,560,700	965,170,294	218,928,300	1,184,098,594	55,217,533	870,000	1,128,881,061	
(うち直接補助分)	1,549,860,450	925,656,550	218,928,300	1,144,584,850	46,106,927	250,000	1,098,477,923	

- 注1 不適正受給額には県の指導監督費8,216千円及び国からの加算金353,045千円を含まない。
- 注2 市町村を通じた間接補助については県まで返還された額とし、最終受領者に計上。金額は県の支出額(国庫補助額及び県費相当額)
- 注3 請求金額には、相手方に対する加算金、延滞金及び遅延損害金を含まない。
- 注4 補助金返還請求は不適正受給額のうち、時効等により請求できないものを除き実施
- 注5 遅延損害金は、「国と県との時効の対象範囲の相違により補助金返還請求ができない国庫補助金相当額」及び「国からの加算金相当額」のうち、請求可能なものを実施
- 注6 納入済額は、平成31年2月28日現在
- 注7 補助金等返還計画による平成30年度中の納入見込み額

大北森林組合の事業経営計画等の取組状況

- 〇 県は、平成29年3月、組合が策定した事業経営計画及び返還期間を33年とした補助金等返還計画をおおむね妥当 と判断し、補助金返還債務に係る履行期限を平成33年7月末まで延長した。
- 組合の事業経営計画の着実な取組や補助金返還の履行について、県は、理事会へのオブザーバー参加など、毎月、 モニタリングを行うとともに、毎年6月末と12月末までに進捗状況の報告を求める等、厳格な進捗管理、指導を 行っている。

項目	指導に対する主な取組状況
1 補助金不適正受給 期間中の役員の責 任の明確化	・組合は元専務理事が29年12月、約2億1,500万円の損害賠償請求全額を認めたこと等により、訴訟上の和解をし、今後、賠償金の回収に努めることとしている。 ・元組合長とは、損害賠償として、過去に報酬を返還・辞退した額と合わせて6年分の報酬額を超える金額の支払いと所有山林を代物弁済として供出することで和解した。 ・元非常勤役員(25人)には、理事4年分・監事2年分の報酬の返納を求め、返納者にはこれ以上の責任を求めないことを30年5月の総代会で議決済み。(返納済11人)
2 徹底した管理費の 削減	·30年度も非常勤役員の報酬は支給しない(平成26年度~) ·職員賞与は支給していない(平成27年度~)
3 増資等による経営 基盤の安定	・30年2月末までに役員が率先して100万円を超える増資を行った。 ・組合員への一人1万円を目標とする増資計画を30年5月の通常総代会で説明した。
4 再発防止策の取組	・公認会計士の立合いと助言のもと、上半期決算監査実施(10月) ・役員が、地域振興局主催の実務者研修会に参加するとともに、林業専用道の視察を実施し、事業進捗状況を理事会で説明するなど、理事会の体制を強化 ・専務理事ほか事業担当職員全員が集まり、森林整備事業の進捗状況等の業務の執行状況を点検(毎月1回)
5 補助金等返還状況	・補助金等返還計画どおり平成30年度分は、3月29日までに460万円返還予定

大北森林組合の平成30年度事業実施状況(見込み)

- 森林整備事業は森林経営計画の作成を優先し、施業の同意取得を進めていること、また、請負事業が計画通りに 受注できなかったことなどから実行が遅れた。
- 積極的に取組んだ「支障木整理」は計画比1.3倍、「松くい虫被害木の整理」は計画比1.5倍の実績となった。

事業区分			年間計画	実施状況	実施率%	現状と課題等	
1 指導 地区懇談会等		地区懇談会等	14回	14回	100	計画通り実施(団地:新規1、変更6)	
2 販売 きのこ原木 新販売		素材の受託販売 きのこ原木販売 薪販売 支障木整理の実施	3, 350㎡ 24㎡ 2, 500束 97件	127㎡ 25㎡ 2, 099束 130件	4 104 84 134	受託事業の減が影響。森林整備事業の確保を促進。 計画量達成。 概ね計画通り実施。新たな顧客の獲得が必要。 計画比約1.3倍達成。地域からの発注が多く順調。受 注量は不安定。	
3 加工 製材加工、木材チップ販売		463 m³	470 m³	102	計画量達成。		
4 森林 整備	森林整備	受託、請負	306ha	174ha	57	職員体制の不足により、森林所有者の同意取得等が進まなかったこと、請負事業が計画どおりに受注出来なかったことなどから事業量減。 森林経営計画の樹立等により計画的な事業量の確保が必要。	
	利用	 土木·造園 松くい虫被害木処理	57件 1, 000㎡	65件 1, 428㎡	114 143	計画量達成。 計画比約1.5倍達成。松くい虫被害対策は当分継続。	
	購買	苗木、種駒等の販売	27, 200千円	13, 030千円	48	他事業体への松くい虫対策資材等の販売減が影響。	
	金融	改善資金の貸付事務	2件	1件	50	組合員からの申請減による。	

大北森林組合の再生に向けた県の指導・支援について

【支援の方針】

事業経営計画及び補助金返還計画が着実に実行されるよう、当面、集中改革期間(H29~H32)中は、 北アルプス地域振興局と連携し、組合の経営の建直し、健全化に向けて重点的な支援・指導を実施する。

【指 導】

- 〇 常例検査の実施
 - ・7月11日~12日、森林組合法に基づく組合の常例検査を公認会計士同行のもとで実施
- 〇 進捗管理等による厳正な指導
 - ・組合からの定期・随時の報告を受け、事業進捗や経営の状況を把握・分析し、状況に応じた指導実施
 - ・総代会、理事会等へ同席、助言指導(刷新した理事により直接担当する地域の組合員へ施業同意の取得等の働き掛けを実施するなど、経営・事業への直接参画・役員体制の強化)

【支援】

- 〇 人材等に関する支援
 - ・職員の不足を解消するため、人材斡旋など、体制面の強化に向けた支援 (10月に職員1名を採用。若手の現場技能職員の事務職へ登用)
 - ・1月18日付で、本庁の課長級職員を北アルプス地域振興局兼務とし、より強力に指導を行うとともに、 県森連からも職員の派遣を開始(週3~5日)、3月からは県の林務職員0B1名も非常勤雇用
 - ・組合の新規人材確保に向けた説明会・広報・研修等の取組を指導
 - ・森林整備等の制度・技術に関する実践的な人材育成のための「森林整備実務者研修」を開催(4回開催)
- 〇 森林整備に向けた条件整備の支援
 - ・整備が必要な森林の選定、森林調査等、森林経営計画の作成を支援
 - ・地区懇談会等において、森林所有者等への各種制度や林業技術の助言指導
 - ・来年度スタートする、市町村が主体となる新たな森林管理システム・森林環境譲与税の導入に向けた条件 整備や、市町村との連携の強化を支援
- 〇 その他
 - ・広葉樹の活用のため資源調査、市場関係者との現地検討による有利販売等支援
 - ・松くい虫被害対策のための樹種転換実施に向け、市町村との調整、計画策定等支援
 - ・組合が設置した「大北森林組合再生本部会議」での新たな事業提案等助言指導 (H28~H29:7回、H30:2回開催)

1月18日以降の大北森林組合の再生支援の活動と成果等

○ 大北森林組合の職員体制を強化

【1月18日以降の支援】

【森林組合の職員】6名 + 職員1名を雇用。若手の現場技能職員1名を事務職へ登用 =8名 本庁の課長級職員1名を北アルプス地域振興局に兼務とし、森林組合を専属指導 県森林組合連合会が職員2名を派遣 県林務職員OB1名を非常勤職員として雇用

○ 1月18日以降、約2カ月間の活動と成果

区	分	本庁 課長級職員 (北アルプス地域振興局兼務)	県森林組合連合会	県林務職員OB	備考
活動	1月	○地域振興局と情報共有、支援内容、方法等の 方針決定○大北森林組合職員と支援内容、日程等について 調整○大町市と連携調整	○職員の派遣に向け準備		
内 容	2月 ~ 3月	○受託(造林補助)事業の実施に向け指導・調整○森林経営計画の作成に向けて指導○長野水源林整備事務所と事業計画等打合せ	○受託(造林補助)事業地の 林況調査、施業予定地の測量、施 業地図面等を作成○森林経営計画作成補助(施業履 歴整理、現地調査等)○水源林整備事業地調査	○受託(造林補助)事業地の林況調査、施業予定地の測量○森林経営計画作成補助(施業履歴整理、現地調査等)○水源林整備事業地調査	
 ○ H31.4月以降の事業地を確保 ・池田町新池田北部団地(間伐5箇所 特殊地拵え2箇所 植栽2箇所の事業予定地確保) ・池田町大峰団地(間伐6箇所の事業予定地確保) ・池田町大峰里山整備利用地域(植栽等1箇所の事業予定地確保) ・水源林造成事業予定地(調査12箇所完了) ○ 森林組合職員の資質を向上 ・県の専属指導、県森連からの派遣等により、森林組合職員の段取力・仕事の遂行能力アップ等資質を向上 					

平成31年度以降の展望

- 職員の更なる資質の向上と新たな職員の雇用等により、森林経営計画の樹立促進、組合員からの受託造林事業を 加速度的に増加・実施
- H31年度:3団地作成予定。既存2団地内の事業拡大

関係者に対する損害賠償請求等について

○ 平成29年8月23日の「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会」報告を踏まえ、平成29年9月12日に「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定め対応している。

大北森林組合

- ・平成30年6月11日県は組合に対し、損害賠償請求(8月2日督促)を実施
- ・平成30年10月18日 組合から、請求額の減額を求める要望の提出
- ・平成30年11月14日県は、請求額の減額について、県民、議会への合理的な説明が必要と回答
- ・平成30年12月19日 組合が臨時総代会を開催
- ・平成30年12月26日県から組合に対し、損害賠償請求の根拠等について説明

元専務理事

- ・平成30年9月議会において、訴えの提起について議決をいただいた
- ・平成30年12月26日 長野地方裁判所に提訴